

シビックヒルズ



地区計画のしおり

低層住宅の
良好な
環境の形成を
めざして

Civic-hills



Okazaki

地区計画の目標・方針

●地区計画の目標

当地区は、本市の南部に位置し、岡崎都市計画事業岡崎上地第一特定土地区画整理事業が行われた地区に隣接しており、住宅地として、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われています。そこで、本計画では、この事業効果の維持増進を図り、低層専用住宅の良好な環境を形成し保持することを目標としています。

●土地利用の方針

当地区は、良好な低層専用住宅を主体とした土地利用を図ります。

●建築物等の整備の方針

当地区での建築物の用途の混在化や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、敷地の最低限度を定めます。

日照・通風等良好な居住環境を確保するため、建築物等の高さの最高限度の制限を定めます。

Civic-hills

区域図



みんなで守ろう3つのルール

ルール
1

地区にふさわしくない建築物が混在しないように、下記に掲げる建築物以外は、建築してはならないように定めています。

用途

1. 一戸建専用住宅又は二戸連続建専用住宅
2. 地区集会場、公園内の公衆便所・休憩所等公益上必要なもの
3. 前各号の建築物に付属するもの



ルール
2

まちづくりを進めるうえで、敷地面積が細分化されると、日照、通風などの住環境及び街並みの景観を損なうおそれがありますので、敷地面積の最低限度を定めています。

敷地面積

140m²以上

ルール
3

周囲の住環境と調和した、街並みをつくりだすため、建築物の高さの最高限度を定めています。

建物の
高さ

10m以下



シビックヒルズ地区計画 *Civic-hills*

建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 一戸建専用住宅又は二戸連続建専用住宅 2. 地区集会場、公園内の公衆便所・休憩所等公益上必要なもの 3. 前各号の建築物に付属するもの
建築物の敷地面積の最低限度 ※	140m ²
建築物等の高さの最高限度 ※	10m

※岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

● 届出が必要な行為とは

- ・建築物の建築または工作物の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514